

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 25

情 報 局 編 輯

週 報

一 月 二 十 八 日 號

大 東 亞 建 設 の 方 針
皇 軍 各 地 に 戦 果 を 擴 大
聖 戦 の 使 命 に 徹 せ よ

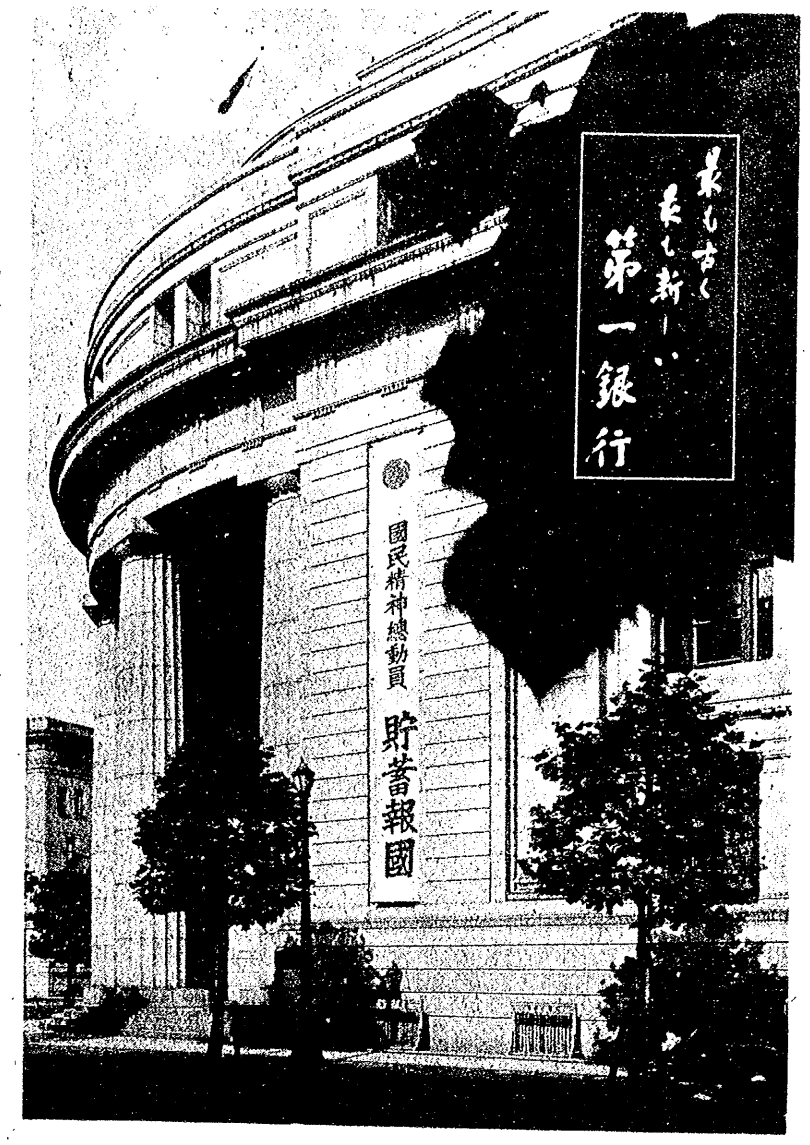
味 噌 醬 油 の 配 給 の 仕 方
増 税 と 國 民 生 活

常 會 の 頁

277 號

週 報 昭和十七年十一月十八日 第一種郵便物認可 (毎週 河本屋發行) 五 銭 内閣印刷局印刷發行

週 報 は 民 衆 贊 成 の 道 へ



(判 LA51 格規定國はさき大の書本)

戦時には
戦時なるが故に必要な
生活の合理化と
特別な生活の設計が
絶対に必要である

露光量違いにより重複撮影

週報

第二七七號
一月二十八日

大東亞の建設方針……………ニ

増税と國民生活 大蔵省…七

マレー進撃作戦

大本營陸軍報道部…四

味噌・醬油の配給の仕方

一味噌醬油配給規則について山

農林省…六

大東亞戦争日誌……………三

常會の頁……………三

週報の目次

- 一月十六日金
 - ▽戦時増税案を閣議で決定
 - ▽殖産壯年團成立
 - ▽汎米外相會議に對稱勳國斷交案提出さる
 - 二月十七日土
 - ▽昭和十七年度の生米生産計畫(五十一万石)を農林省決定
 - 一月十八日日
 - ▽ウーイキ島作戦の捕虜全言名、横濱に入港
 - ▽日獨伊三國、ベルリンにおいて軍事協定に調印
 - 一月十九日月
 - ▽皇軍、ビルマに進撃、タウキイを占領
 - ▽香港占領地總督部を新設、總督に磯谷廉介陸軍中將親補さる
 - ▽第二十三回國家總動員審議會總會で金融統制團體、金融事業の整備に關する二勅令案要綱を可決
 - ▽重臣懇談會を首相官邸で開催
- 一月二十日火
 - ▽新任泰國特命全權大使ナイ、ディレック・チヤイ・ヤナム氏、信任状を捧呈
 - ▽ビルマ首相ウーソーを逮捕の旨イギリス當局發表
 - 一月二十日火
 - ▽海軍司政長官に池田清氏補さる
 - ▽衣料の切符制(備蓄品配給券、統制規則)を實施
 - ▽昭和十七年度一般會計豫算(八十六億九千万圓)を大蔵省發表
 - ▽日僱労働者賃金を中央貸金委員會で決定
 - 一月二十一日水
 - ▽第七十九回帝國議會再開
 - ▽東條首相、大東亞建設の基本方針を議會で闡明
 - ▽東條陸相、鶴田海相、議會で大東亞戦争の戦況を報告
 - ▽ビルマ新内閣成立(首相に…)

一 大東亞戦争日誌發刊一

戦時には
戦時なるが故に必要な
生活の合理化と
特別な生活の設計が
絶対に必要である

露光量違いにより重複撮影

週報

第二七七號
一月二十八日

大東亞の建設方針……………

増税と國民生活 大蔵省……………

マレー進撃作戦 大本營陸軍部……………

味噌・醬油の配給の仕方 農林省……………

大東亞戦争日誌……………

週報問答

- 一月十六日(金)
 - ▽戦時増徴案を閣議で決定
 - ▽翌年増徴案を閣議で決定
 - ▽混米外相會議に對稱國斷交案提出さる
 - 一月十七日(土)
 - ▽昭和十七年度の生糸生産計畫(五十二万石)を農林省決定
 - 一月十八日(日)
 - ▽ウエーキ島作戦の捕虜(全三百名)横濱に入港
 - ▽日独伊三國、ベルリンにおいて軍事協定に調印
 - 一月十九日(月)
 - ▽皇軍、ビルマに進攻、タウガイを占領
 - ▽香港占領地總督部を新設、總督に磯谷廉介陸軍中將親補さる
 - ▽第二十三回國家總動員會議總會で金融統制團體、金融事業の整備に關する二勅令案要綱を可決
 - ▽軍部總會議を首相官邸で開催
 - 一月二十日(火)
 - ▽新任泰國特命全權大使ナイ・ディレック・チャイヤナム氏、信託を授け
 - ▽ビルマ首相ウー・ソーを逮捕
 - 一月二十一日(水)
 - ▽海軍司政長官に池田清氏補さる
 - ▽資料の切符制(書籍留品留置留置留置)を實施
 - ▽昭和十七年度一般會計豫算(八十億九千万円)を大蔵省發表
 - ▽日船労働者賃金を中央賃金委員會で決定
 - 一月二十二日(木)
 - ▽第七十九回帝國議會再開
 - ▽軍部首相、大東亞建設の基本方針を議會で闡明
 - ▽東條陸相、鳩田海相、議會で大東亞戦争の概況を報告
 - ▽ビルマ新内閣成立(首相トビ・マン)



大東亞の建設方針

大東亞戦争一度び開始されるや、精銳無比の皇軍は、僅か十二日で難攻不落を誇つた香港を陥り、二十四日に比島の首府マニラを攻略、長驅してマレー半島を殆んど制壓、さらに最近に至つては蘭印の要衝を相次いで占據する一方、重慶政權が最後の輸血路と恃むビルマにも進攻、今や米、英が過去百年間に亘つて侵略の魔手をほしきまゝに振つた東亞の重要據點は、殆んど我が掌中に歸し、また歸さうとしてゐる。

かゝる廣大なる地域に對して、我が國が今後如何なる方策をもつて、その念願である大東亞共榮圏の建設を達成し、世界新秩序の完成に寄與するかは、獨り一億國民だけでなく、實に東亞十億の民族が均しく知らんと欲したところである。

去る一月二十一日第七十九議會再開の劈頭、東條内閣總理大臣によつてなされた演説及び各國務大臣の答辯は、この要望に餘すところなく應へたものであつて、こゝに大東亞戦争並びに大東亞共榮圏建設の具體的方針は、洋々たる希望のうちに早くも確立され、全世界に向つて率直明快に闡明されたのである。

大東亞戦争の指導方針

まづ大東亞戦争の指導方針として、大東亞における戰略的據點を確保すると共に、重要資源地域を我が管轄下に收め、これによつて我が戦力を擴充しつゝ、盟邦獨伊兩國と協力、相呼應してますます積極的

作戰を展開、米、英兩國を屈服せしめるまでは、斷乎として戦ひ抜く帝國の氣概と決斷が明らかになされたのである。

さらに、全世界注視的である大東亞共榮圏建設は如何にして行はれるかについては、もとゞ大東亞共榮圏の根本方針は我が帝國の大精神に淵源するものであつて、大東亞の各國家及び各民族をして、各、そのところを得しめ、帝國を核心とする道義に基づく共存共榮の秩序を確立することにあるのであつて、その建設は廣大なる地域に亘つて各種の民族と相寄り相携へて行はるべきであると述べられ、世界史上に一紀元を劃すべき大東亞民族の解放とその發展とは、今こそ力強く約束されたのである。

しかしながら、各民族がそのところを得、生々發展するためには、日本が武力戦に最後の勝利を得ることが絶対條件であることはいふまでもない。しかも東亞の安定は、帝國が根幹となることによつてのみ確保される。こゝに大東亞防衛陣の鐵桶の備へが要望されるのであつて、この防衛に絶対必要な地域は、帝國が自らこれを把握措置し、その他の地域に關しては、各民族の傳統、文化等に應じ、それゝ適當な處置がとられることになつた。

各作戦地に對する方針

香港及びマレー半島は、多年英領であつた上に、東亞禍亂の基地となつてゐたので、帝國は徹底的に禍根を根絶するばかりでなく、これ等を大東亞防衛の據點たらしめる。

比島は、今後民衆が帝國の遂行しつゝある大東亞戦争の眞意を解し、大東亞共榮圏の一翼として協力する場合には帝國は欣然として彼等に獨立の榮譽を與へ、ビルマ等についても帝國の企圖するとこ

るは比島と同様である。

蘭印及び濠洲は、現在のやうに帝國に對して抗戦を続ける場合は、容赦なく撃碎する。しかしその住民が帝國の眞意を解して協力的態度に出てくれば、その福祉と發展のために十分理解を以て、これに力を添へるに吝ではない。

皇軍の制壓下にある各地域に對し帝國が、このやうな道義に立脚し、温情に富んだ處理方針で臨むことになつた事實は、今日まで口を開けば大東亞戦争を侵略呼ばはりし、大東亞建設を終始排他的、閉鎖的と逆宣傳して來た米英を顔色なからしめたに違ひない。一方、今なほ米英依存を空頼みに無意義な抗戦を続ける重慶政權が、今や皇軍の徹底的破砕下に餘命すでに盡きんとしてゐるのは、自業自得とはいひながら憐れむべきであつて、今こそ米英依存の舊套を脱して大東亞建設の大業に馳せ参すべき時期である。これに反し、滿、華、タイの諸國民が帝國と一九となり、佛印また協力して共に大東亞共榮圈建設に邁進、さらに獨伊が帝國との間に周知の通り對米英戰完遂の協定を結び、相携へて世界新秩序建設のため、軍事、外交、經濟の各方面に亘つて緊密に結束し、米英打倒に總力を傾けてゐることは眞に力強い限りである。

南方經濟建設の方針

戦争の現段階における南方經濟建設の方針は、まづ重要資源の需要を充足して當面の戦争遂行に遺憾なきを期すると共に、大東亞自給自足の體制の基礎を確立することを主眼とし、

具體的方針は、第一には資源獲得、特に戦争遂行上緊要なる資源を確保すること、第二には南方資

源が敵性國家に向け流出するを阻止すること、第三には作戦軍の現地生活を確保すること、第四には在來の企業の方が對する協力を誘導すること、にあることが、二十四日の議會における東條内閣總理大臣の答辯によつて明らかにされた。

次いで鈴木企畫院總裁は、これについて一層具體的に述べたが、その概略は、南方資源開發の順位は戦局の推移に應じ、需要の緩急、輸送の状況等を考慮の上、中央においてこれを定め、開發した重要物資はすべて物資動員計畫に組入れて、一元的にその用途を規制する方針である。

石油、鑛産、農林産等の開發に當つては、新しい綜合會社、共同企業等の形は避け、經驗と能力のある企業者の熱意と創意とを十分に發揮させることを原則とする。その企業者が眞に國家の代行機關的使命に徹底して國家的に活動することを期待してゐるのである。

南方諸地域との物資の交易は、物資動員計畫に基づき豫じめ計畫的に豫定された品目と數量について行はれるが、戦争といふ特殊な状態の下に行はれるのであるから、現地からの對日供給は差當り政府の會計で買取輸入をなし、我が國から現地への供給も同様に買取輸出をすることになる。

南方物資の輸送も、需要の緩急に應じ、輸送の順序、數量等を定め、陸海軍の統制の下に船腹の最も有効な利用を圖ることになる。又南方占領地への一般人の渡航は、差當つては差止め、情勢の展開に應じて必要と認める者から逐次その進出を圖る方針で、要するに、現段階においては武力戦に勝つこいふことが大眼目であり、以上はこの點に出發しこれを目指すものである。

戦争完遂の國內態勢

帝國の企圖する大東亞共榮圏の建設は、かゝる方針に基づき緒戦においては、まづ軍政下において戦争遂行上緊要なるものから着手し、將來防衛、治安が確立されるに従つて、逐次民間參與の範圍を擴充する方針であるが、大東亞建設の方策は國家百年の長計に俟たねばならないので、政府は慎重を期し、廣く官民各方面の智能を總動員して萬全の策を講ずることになつてゐる。

従つて政府は、國政各部門に亘つて戦争遂行に必要な方策を確立し、これを迅速に實行しなければならぬのであつて、すでに南方地域の資源の開發利用に必要な資金を供給する南方開發金庫法案も今議會に提案してをり、さらに銃後にあつては戦時生産力の維持増強を圖るため、時に緊要な企業家中優秀なものには重層的に資材、勞力、電力、資金等を集中して重要國防産業の生産擴充に努めるほか、船舶の建造、國民貯蓄の増強等に今後一段の努力を拂ふべき準備は着々進められてゐる。一方、國民の素質の向上と人口の増加は戦争遂行のために絶対に必要で、これがためには教育全般の刷新強化、國民の保健施設や醫療制度の根本的整備も當然なされなければならない。

今や我が國は國家の總力をあげて米英打倒に邁進、皇軍は大東亞の各地域に驚異的な戰果を収めてゐる。しかしながら、米英兩國は、永年に亘り世界制覇の基礎を固め、世界最大の富強を誇る國であるから、必ずや緒戦の大敗にかゝらず執拗な反撃を續け、大勢の挽回に躍起となることは明らかである。従つて我等の前途には今後各種の困難な事象が発生し、戦ひが長期戦となることは覺悟せねばならない。即ち戦争は正に今後にあるのだ。宜しく一億國民は寒暑を克服して勇戦力闘する忠勇なる我が陸海軍將兵の勞苦と武勳に對して心からの感謝の意を表すると共に、いよく必勝の信念を固くし、戦争生活に徹し、如何なる艱難辛苦にも堪へ忍び、以て皇國に報すべき覺悟と決意を新たにすべきである。

増税と國民生活

大藏省

増税の趣旨

大東亞戦争が、雄渾なる構想と規模の下に、情銳なわが陸海軍の壓倒的優勢裡に遂行され、着々と成果を擧げてゐることは、海に感激に堪へない。東亞永遠の安定を確保するため、世界にその富強を誇つた米、英兩國を對手とし、敢然と干戈を交ふるに至つた今次の戦争は、敵國の東亞侵略の野望を挫折させ、皇國を核心とする大東亞共榮圏を確立するに至るまで相當長期に亘ることを豫想せねばならない。

大東亞戦争下の財政經濟について観ると、戦争の進展に伴ひ、必要とされる軍費は勿論、戦争のため避けることのできない経費は、極めて多額に達する見込であつて、たとひ不急不要の経費に一段の節約を加へても、なほ今後わが國の財政需要は相當長期に亘つて膨脹するものと認められる。ま

た、巨額の政府資金の放出等をみる戦時經濟の圓滑な運営に資するため、國民の購買力を吸収し、物資の不急消費を極力抑制する必要は、今後ますます、加重されるものと考へられる。

政府は財政の需要、國民生活及び國民經濟に及ぼす影響等について慎重に考究を遂げた上、税制の全般に亘る増税計畫を樹立し、先に早急實施を要すと認められた酒税その他の間接税を中心とする増税案を第七十七回帝國議會に提案し、その協賛を経て既に實施したが、今回さらに増加する臨時軍費の一部に充てるため、直接税を中心とする増税を行ひ、これと共に必要な税法の改正を行ふことにした。

こんどの増税案は、戦時における財政需給に對應して國庫収入の増加を圖り、これによつて戦時財政を強化すると同時に、一面、購買力の吸収に資するため、現下における經濟情勢と國民の負擔力を考慮しながら、分類所得税の増徴を中

心として、各種の直接税の税率を相引上げると共に、現行間接税の一部についても必要な増徴を行ふほか、電気瓦斯税、廣告税及び馬券税の三税を創設することにしたのである。しかも一面においては、貯蓄の増進、生産力の擴充、産業の再編成並びに人口及び國民保健政策の円滑な遂行に資する等のため、租税の減免その他の適當と認める臨時措置を講ずることとし、以て戦時經濟の健全な運営を圖つたのである。以下、各税の内容に亘つて、増税案の概略を説明することにしてしよう。

所得税

まづ分類所得税については、今次増税の趣旨に鑑み、増税の主眼をこゝにおき、廣く國民はその能力に應じて戦費を分擔することとし、一面においては購買力の吸収に資するため、各種所得間の負擔の權衡に留意しながら税率の引上げと免稅點または基礎控除の引下げを行ふことにし、總稅額において大體五割五分の増徴を圖つた。

即ち、税率の引上げとしては、不動産所得については、現行百分の十を百分の十六に、配當利子所得については、現行百分の十を百分の十五に、營業所得については、現行百分の八・五

を百分の十三に、營業以外の事業所得については、現行百分の七・五を百分の十二に、また勤勞所得については、現行百分の六を百分の十に引上げることとした。これに伴ひ配當利子所得中の國債及び地方債の利子、銀行貯蓄預金等の利子についても、税率をそれぞれ百分の五引上げ、また少額の事業所得、山林の所得、退職所得等についても適當な引上げを行ひ、なほ不動産所得中、少額のものについては負擔を多少緩和するため、税率を百分の十四に止めた。

次に免稅點または基礎控除の引下げとしては、不動産所得の免稅點現行二百五十圓を百五十圓に、事業所得及び山林の所得の基礎控除現行五百圓を四百圓に、勤勞所得の基礎控除現行七百二十圓を六百圓に、退職所得の控除現行一萬圓を五千圓に引下げたのであつて、これらの金額を超える所得を有する者は、分類所得税を納稅することになる。今回の免稅點または基礎控除の引下げにより、新納稅者が相當増加するわけであるが、曠古の重大時局に當面せる今日、これら納稅者は進んでその負擔を分任し、國民皆稅の實を擧ぐべきである。かくて國民負擔はこの際相當増加することになるが、一方扶養家族の多い者の負擔を緩和することは、負擔の衡平の見地からみても、人口政策や國民保健の見地から考へても、必要と認められる。よつて扶養家族の控除額を現行年百五十圓

の百分の八即ち月一圓を、年二百圓の百分の十二即ち月二圓に引上げると共に、従來は控除を認めなかつた綜合所得税の納稅者についても、この控除を認めることにし、更に五人以上の子女を有する所得者に對しては、特に控除額を年二百圓の百分の十八即ち月三圓に引上げることとした。また生命保険料についても、一般に負擔増加の際、控除額を相當程度引上げることと認め、現行最高月一圓の控除額を最高月二圓にすることとした。

なほ株式の清算市場における取引による所得中従來課稅外に置かれてゐたものについても、他の所得との權衡上、新たに分類所得税を課稅することにし、株式の清算取得より生じた一年間の所得より三千圓を控除した殘額に對し、百分の二十五乃至百分の五十五の税率により課稅することにした。尤もこの所得税は昭和十八年分より課稅されるのである。次に、綜合所得税については、課稅最低限は従來五千圓であつたが、各方面共に負擔を増加する要あるこの際としては、これを引下げるを適當と認め、三千圓とした。従つて三千圓乃至五千圓の所得を有する者は新らしく綜合所得税を納稅することになる。なほその税率については、現在既に相當高率の課稅をしつゝある點を考慮し、大體三割の引上げを行ひ、所得の額に應じ、三千圓を超える部分に對する百分の

六乃至五十萬圓を超える部分に對する百分の七十二の税率により課稅することとした。右綜合所得税の税率の引上げに對應し、公社債、銀行預金の利子等につき源泉課稅を選擇した場合における綜合所得税についても、その税率を百分の十五より百分の二十五に引上げた。その他配當所得については、綜合所得税を課する場合に、その百分の一に相當する金額を加算して課稅してゐたが、今回はこの加算課稅を廢止することとした。

法人税

法人税については、分類所得税及び綜合所得税の増徴との權衡、増税が經濟界に與へる影響等について考慮した結果、所得に對する税率を現行百分の十八より百分の二十五に引上げることとした。なほ同族會社の加算税率についても、現行百分の二十乃至百分の六十五を百分の二十四乃至百分の七十二に引上げることとした。

臨時利得税

臨時利得税については、戦時における超過利得に相當重課する趣旨から、法人臨時利得税においては、利得金額の課稅

課分を改正すると共に、税率を現行百分の二十五乃至百分の
十五より百分の三十五乃至百分の七十五に引上げたが、一
般、小法人に對しては従来通り税率をそれより百分の十軽減
するのほかに、昭和十二年以後に第一次事業年度の終了する新
設法人についても、一定の利得に對しては税率の引上げを見
合せ、その負擔の緩和を圖ることとした。

個人の臨時利得についても、超過利得重課の趣旨から營
業利得に對する税率現行百分の三十を百分の三十五に引上げ
たが、また不動産等の譲渡により利得を得た者に對しても、
船舶、礦業權の譲渡と同様に課税することを、負擔の衡平
の見地から適當と認め、昭和十八年分よりこれらと合せて課
税することとし、なほ、譲渡利得の税率現行百分の二十五を
百分の二十五乃至百分の五十五の超過累進率に改めた。

特別法人税

特別法人税については、一般の法人に對する法人税の増
徴に對應し、産業組合その他の特別の法人に對しても負擔
を増加するため、現行税率百分の六を法人税の半額即ち百分
の十二・五に引上げ、同時に森林組合等に對しても新たに本税
を課することとした。

相續税

以上のやうに所得に對して相當の増税を行ふ關係上、財産
に對してもこの際或る程度の負擔を増加するを適當と認め、
相續税についてもその税率を引上げ、總稅額において二割程
度の増税を行ふことにしたが、一面、所得税におけると同様
扶養家族のある者の負擔を緩和するため、控除額現行千圓を
千五百圓に引上げることとした。

織物消費税、物品税及び印紙税

間接税のうち、今回の増税に當つては、まづ織物消費税に
つき現在の負擔を考慮した上、税率を現行百分の十より百分
の十五に引上げることになつたが、人造絹織物等のうち一般
大衆の生活に關係の深い織物に對しては、臨時的措置として
現行税率百分の十を据置くことにした。その他の物品税のう
ち機子については現行税率千本につき五錢を十錢に引上げ、
また印紙税については、物品切手を除き最近屢次の増税に當
りこれを増徴しなかつた點を考慮し、例へば、受取書につい
ては三錢を五錢に、委任狀については一錢を三錢に、一枚の

總額については五錢を十錢に引上げる等、物品切手に對する
ものを除くすべての印紙税に亘り、總稅額において七割程度
の増税を行ふこととした。

電氣瓦斯税

電氣瓦斯税は今創設される新税の一つである。即ち住宅
商店等における電氣又は瓦斯の使用に對しては、他の消費税
との權衡上應分の負擔をさせるのを適當と認め、のみなら
ず、これに課税することにより消費の抑制にも資し得る見地
から、住宅、商店、旅館、劇場等の用に使用する電氣又は瓦
斯の料金が一月三圓以上のものに對し、料金の百分の十の
税率等を以て課税することとした。なほ十六燭の定額燈を四
燭又は普通燈のガス七輪を二個程度使用する者に對しては、一
層の料金三圓以上の場合においても課税しないこととした。
この電氣瓦斯税は、通常の場合においては電氣事業者又は瓦
斯事業者が、その需用者から料金を領收する際に徴收し、
翌月末日までに政府に納めることになつてゐる。

廣告税

廣告税も今度の新税の一つである。廣告は通常營業に關す

るものであつて、これにより營業上の利益を相當増加できる
ものであり、また營業に關しないものについても、かゝる方
面に對する支出は相當稅力があると認められるので、或る
程度の課税を行ふのが適當であるとの見地から、廣告の性
質、徵税の便宜等から廣告を二種に分ち、新聞紙、雜誌等の
出版物、汽車、電車等の交通運輸機關等による廣告を第一種
とし、立看板、ポスター、チラシ等を第二種とし、第一種の
廣告については廣告料金の百分の十、第二種の廣告について
は一定額の税率、例へば立看板については一個につき原則と
して二十錢、ポスターについては一個につき十錢、チラシに
ついては千個又はその端數につき二十錢の税率により課税す
ることとした。そして第一種の廣告税は廣告をする者から、
またチラシ等の廣告税はその作製者から納税させるのである
が、立看板、ポスター等の廣告税は廣告主が原則として廣告
に印紙を貼用してこれを納めることになつてゐる。

馬券税

馬券税も新税の一つである。競馬の勝馬投票券の賣上に對
しては従来も納付金を納付させてゐたが、勝馬投票券又は優

等馬票の賣上金とその購買者に対する拂戻金については、この際或る程度の課税を適當と認め、本税を創設するに至つたのである。即ち勝馬投票券の賣上金については百分の七、優等馬の賣上金については百分の四、勝馬投票券の購買者に対する拂戻金については百分の二十、優等馬票の購買者に対する拂戻金については百分の十の税率で課税し、競馬又は鍛錬馬競走を開催する者に、その終了後二十日以内に納税させることにした。

臨時租税措置

今回の増税に當つては、増税すべき租税の種類と増税額の決定につき、經濟諸政策との調和を圖るため慎重な考慮を拂つたが、なほ貯蓄の増進、生産力の擴充、産業の再編成等政策の圓滑な遂行に資するため、臨時租税措置法を改正して、租税に必要なる各種の措置を講ずることとした。

第一は戦時下ますます緊要なる貯蓄の増進に資するための措置である。即ち個人の長期預金及び一定期間据置いた登録公社債等の利子に対する分類所得税を百分の二乃至百分の五輕減することとした。次に今回の配當利子所得に対する増税

は、金融機關に對し相當の影響を及ぼすことになるので、金融機關の資金運用を合理的にすると共に、その經營を健全にするため、金融機關相互間の預金中一定の條件を具備するものについては分類所得税を免除し、また銀行、生命保險會社等の保有する供託公社債又は登録公社債の利子に對する分類所得税の税率を百分の二乃至百分の六輕減することとした。その他生命保險會社が従前から所有する株式の配當に對する分類所得税の輕減程度を多くして百分の五とし

た。第二は時局下極めて重大な生産力の擴充を促進するための措置である。即ち法人がその留保所得を以て生産設備の擴張又は國債等の保有に運用する場合における法人税輕減の制度を擴張し、所得の一刻以上を留保する場合は、その運用金額の百分の七・五に相當する法人税を輕減することとした。また配當所得に對する増税が今後の株式拂込に與へる影響を緩和し企業の擴張に便ならしめるため、時局産業會社等の新設拂込株式の配當金であつて、配當率が一定以下のものに對する分類所得税の税率を百分の二輕減することとした。その他政府保證社債の優遇に資するため、その利子に對する分類所得税の税率を百分の一輕減して、地方債の場合と同一、即ち

百分の十四とした。

增收見込額

第三は産業の再編成に關し租税に必要とする措置である。即ち企業の合同整理は時局下いよいよ緊要と認められるので、課税上においてもその促進に資する見地から、法人が昭和十八年三月までに事業の統制の必要上、合併又は解散した場合に、清算所得に對する法人税の税率を百分の十五又は百分の二十に輕減し、同じく昭和十六年又は昭和十七年中に營業の全部又は大部分を廢止した個人に對しては、所得税及び營業税をそれより輕減又は免除することとし、その他課税標準の計算に關する特例、登録税の輕減等についても適切な規定を設けることにした。

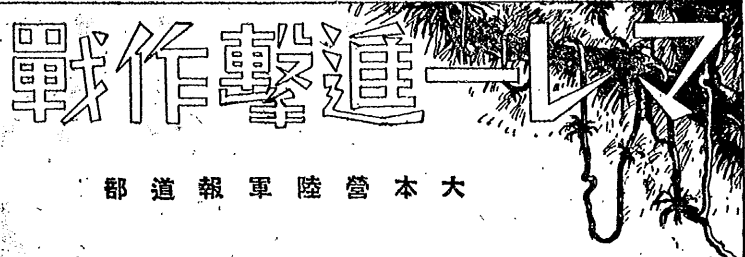
かくて今次の増税により、平年度においては約十一億五千萬圓、昭和十七年度においては約九億七千萬圓の國庫收入の増加となる見込であつて、未だ嘗てみない劃期的な增收をみるわけであるが、昭和十七年度の增收見込額に相當する金額は、臨時軍事費追加豫算の財源の一部として、一般會計から同會計に繰入れられることになつてゐる。

戦費負擔は國民の義務

今次の増税が國民負擔に及ぼす影響は、決して輕いとはいひ得ない。しかし國民が戦時下における最低の生活に甘んじその餘裕を國家の緊要とするところに振向けることは、戦争目的達成上の要諦である。それには差當り増税と國民貯蓄の増強とが考へられる。大東亞戰爭遂行の臺所を受け持つ銃後國民各位は、いかなる苦痛をも忍び、いかなる困難にも耐へ、極力私生活の合理化を圖ると共に、欣然として納税報國の大義に參じ、奉公の至誠を披瀝して今次の増税の趣旨達成に協力されるやう希望して已まない。

戦時災害國税減免等

次に戦時災害被害者に對する所得税、營業税等の輕減又は免除を行ふため戦時災害國税減免法を制定し、また日滿相互間の二重課税防止のため、所得税等の日滿二重課税防止に關する法律を制定するほか、營業税法、所得税法人税内外地同涉法及び國庫出納金端數計算法についても必要な改正を行ふことにした。



戦作進一

大本営陸軍報道部

わが南方作戦はその後も豫定の如く順調に進展してゐる。即ち先きに香港並びに比島マニラと英米の東亞における二大策源地を占領したわが軍は、今やさらに英帝國東亞最大の根據地シンガポールに向つて着々と進撃を続けつゝある。一方支那派遣軍は重慶軍の蠢動を制し、關東軍もまた北邊の守りを固くし、大東亞戦争遂行に磐石の固めをなしてゐる。

と在留邦人三千三百名を無事に救出した。敗退した敵はマニラ西方約百キロ、バタン半島の山嶽地帯とコレヒドール島要塞に遁入し、最後の抵抗を試みようとしてゐる。わが軍は一部を以てマニラ市とカビタ軍港を奪備し、主力は新たに上陸した部隊を併せて、この敵に猛攻撃を加へてゐる。即ち、一月三日より五日に亘りバカロフ及びバラック附近の敵陣地を突破し、七日さらに敵の堅固に占領してゐたティナルヴィアン、ヘルモザ、パラシガの敵陣地の一角を奪取した。わが攻略部隊は攻撃を續行し、九日、タヘルモサ南方の敵を撃破し、多数の鹵獲品を得た。この鹵獲品中に砲み性ガス手榴弾を多数発見した。翌十日以來、主力部隊は敗敵を急追しつゝ南進中である。敵はバタン半島の錯雑した地形を利用して、堅固な陣地に倚つて抵抗してゐるが、わが攻略は着々進展してゐる。即ち、二部隊は十日スピック灣東岸の要衝オロンガボ、十二日にはグランボ島を占領、要塞砲二門を鹵獲した。マニラ攻略に當つて獲た戦果中、一月十二日までに判明したものは次ぎの通りである。

一 比島方面

一月三日、マニラ市を完全に占領したわが軍は、占領と同時にわが總領事館員

さらに三十日カンバル附近の堅固な敵陣地に對する包圍攻撃を開始したが、敵は一月二日夜退却した。わが軍は直ちに追撃に移り、一月七日にはトロラク、スリム附近に堅固な陣地を構築した敵に對し攻撃を加へた。敵は數線に亘り戦車障物物を設け、近代的築城を施した堅固な陣地により抵抗したが、わが追撃部隊はわが有力なる航空部隊の協力の下に、戦車部隊を骨幹とする歩戦砲工統合戦力を以て敵陣地の要部を突破穿貫することに成功した。即ち、敵約二ヶ旅團を殲滅し、戦車(輕裝甲車)五十輛、重砲十三門その他各種火砲五十五門、自動車五百餘輛を鹵獲したほか俘虜約二百を得た。敵の遺棄死體三百を下らない。

鹵獲品 火砲四門、機關銃五十挺、銃器一万三千挺、銃砲彈六十七万四千九百發、自動車五百、鐵道車輛七十六輛、船舶九十一隻、揮發油、糧秣、被服、衛生材料等多數、又ミンダナオにおいては舊驛中、ダヴァオ附近を完全に掃定したのであるが、わが一部隊は十二月二十五日、ホロ島(ミンダナオ西端)を占領、飛行場その他の要域を収めた。

比島方面の陸軍航空部隊は既に敵空軍の殲滅を終り、主として地上作戦に協力し、或ひは敵の退路の遮斷、或ひは脱出せんとする敵船團の擧撃、或ひは敵の最後の據點コレヒドール島要塞に對して猛爆撃を加へるなど縦横に活躍してゐる。

二、マレー方面

1 西海岸方面

マレー西海岸方面に活躍中のわが軍は、敵の破壊した道路、橋梁を修理し、また密林地帯を切り開きつゝ進撃してゐる。

十二月二十六日、ベラ河を渡河し二十八日ベラ州の首都イポーに進入し、同地の飛行場を占領、シンガポールに對し直接脅威を與へ得る航空基地を占領した。

進撃部隊は引續き本道方面及び海岸道方面から追撃を續行すると共に、舟艇機動部隊を以て、敵飛行機及び潜水艦の攻撃を避けつゝ、ひそかに海上を機動し、クラン州南方モリブに上陸し、要衝タラールンブルの背後に進出した。この巧妙な作戦により、地の利を頼みとした敵は士氣沮喪し、遂に陣地を放棄して退却を開始し、わが先鋒部隊は十一日これを占領した。十二日にはカチャン、カンボン、デンキルの線を通過し、ネグリ・センピラン州を経て、早くもマラッカ州に進出、十四日夕にはガマスに突入した。

2 東海岸方面

コクバル方面から東海岸方面を南下したわが部隊は、二月二十三日トレンガヌを出發、八日間に二百餘キロを突破して、三十一日には要衝クワンクンを、一月三日夜にはその西方の飛行場を占領した。この部隊は西海岸方面の進撃作戦に策應し前進中で、その先鋒部隊は既にベカン附近に達した模様である。

3 航空部隊の活動

マレー方面に活動中の航空部隊は敵空軍の撃滅に努め、制空権を確保すると共に地上作戦に密接に協力し、その前進を容易ならしめてゐる。即ち、敵の砲兵陣地を爆撃して、友軍戦車部隊の進出を容易ならしめ、或ひは敗走中の敵列車を粉砕し、或ひはマラッカ海峡の敵船隻を攻撃して、敵の行動を阻止するなどその一例である。

また残存敵機は数十機を有するシンガポールに對し舊臘以來十數回に亘つて空襲作戦を實施し、敵に多大の損害を與へ、その士氣を沮喪させてゐる。この方面の敵空軍主力はジャッマ、スマトラ方面に退避した模様である。

三、ビルマ方面

開戦勢頭、タイ、ビルマ國境に近接した敵飛行場タウオ、メルギー、ウイクトリア・ポイント等を急襲したわが航空部隊は、舊臘二十三、二十五の兩日にわたり戦爆連合の大編隊を以てラングーンを空襲し、敵新鋭戦闘機スピットファイア、ホーカーハリケーンと交戦、八十一機を撃墜（うち十七機不確実）、十四機を地上爆撃し、敵空軍に壊滅的打撃を與へ、埠頭、軍事施設、發電所などを爆破炎上させた。またラングーン近郊ミシガロン飛行場、モールメン港に對し爾後數回の爆撃を加へ、残存敵機と軍事施設を潰滅しつゝあつたが、一月十七日帝國陸軍部隊は、突如マレーに次々英の重要據點ビルマに進撃、カウメイダン（タウオに東北方二十八キロ）附近に陣地を占領せる約六百の敵を夜襲して潰滅、さらに十九日未明タウオ附近の陣地を攻撃してビルマ東岸の要衝タウオを完全に占領した。なほタウオイ附近攻略の戦果は左の通りである。

鹵獲品 山砲二門、機關銃十一、挺銃器三百十八挺、各種銃砲彈約十萬發、自動車十輛その他鹵獲品多數、俘虜百五十一、遺棄死體五百七十

四、ボルネオ島方面

1 英領ボルネオ

英領ボルネオ上陸部隊は、その後占領地附近の既定作戦と敵の破壊した油田の復舊に努めてゐる。

ミリ、セリア占領に次いで、十二月二十四日にはサラワク王國の首都クチンを占領した。クチン警備隊はパウ方面を掃蕩し、輕戦車二輛、自動車十五輛、ガソリン多量を鹵獲、將校二、下士官十四を俘虜とした。三十一日には更にブルネイ王國のブルネイ市を占領、一月一日にはラブアン島、一月三日にはウェストンを占領、ゼッセルトン、ポーフホードにあつた約六百の敵を武装解除し、監禁中の邦人二百九名を救出した。

2 蘭領ボルネオ方面

對米英開戦以來、帝國はオランダに對しては、能ふべくんば戦禍を蘭印住民に及ばさないやうにしたいと考へ、敵對的措施を差控へてをつたが、オランダは既に對日宣戦を通告し來たのみでなく、爾來現實にオランダ軍は帝國に對し各種の敵性行為に出で、最近に至つては、蘭印は米英蘭の對日抗戦の基地となつてゐる。こゝにおいて帝國陸海軍

五、支那大陸方面

は遂に一月十一日我が比島方面及び英領ボルネオ方面既定作戦を妨碍する敵航空基地並びに海軍基地を奪取するため、蘭領ボルネオ北部に戦闘を開始することになつた。

一月十一日未明、蘭領東北岸タカス方面作戦部隊は海軍部隊と協力し、十一日午前零時二十分、敵機の襲撃を撃退して、トラカン島アマル海岸に上陸、大密林中に抵抗する敵を隨所に撃破してトラカンに向ひ前進、十二日敵の司令官以下多數を降伏せしめた。

支那派遣軍は南方作戦に呼應し、舊臘以來、重慶政權が呼號した總反攻の機先を制し、これを徹底的に撃滅しつゝある。一月十二日までの戦果は次ぎの通りである。

敵の遺棄死體一万四千九十九、俘虜一千七百八十八、迫撃砲十六門、山砲二門、機關銃八十七挺、小銃四千四百七挺その他軍需品多數である。わが方の損害は戦死百八十二名、戦傷五百八十名である。これを以てしても支那大陸の作戦は依然として活潑に続けられてゐることが明らかである。

重慶側は例によつてわが軍が多大の損害を受けた如く、虚構の宣傳に努めてゐるが、右の戦果によつても事實無根であることは明らかである。



味噌、醤油の配給の仕方

味噌、醤油等配給統制規則について

省 林 農

統制規則制定の理由

歐米人が何處となくバク臭いやうに感じられると同様に、日本人は味噌、醤油の體臭があると彼等はいつてゐるさうである。

これは味噌、醤油が如何に日本人と密接な關係があるかを物語つてゐるのである。換言すれば、味噌、醤油は我我には缺くことの出来ない生活必需品であつて、米や麥に匹敵すべきものである。ところが、昨今までは一般消費者の中には味噌、醤油はさほど重要な食料品であることに氣付かなかつ

た人が相當多數あつたのではあるまいか、……それこそ彼等は、これは、一般國民が少しも苦痛を感じないやうに味噌、醤油の生産と供給に最善の努力が拂はれて来たからである。

しかし、あらゆる食糧事情は相互に關連をもつてゐるので、或る食料品の供給關係は直接、間接に他の食料品に影響を及ぼし、更に次ぎ／＼と波紋を描いてゆくものである。味噌、醤油においても同様で、特に主要原料が大豆、米穀又は麥類といったやうな主要食糧であるにおいてをやである。決戦下の食糧對策は主要物資の計画的な供

給が要請されるので、味噌、醤油の原料もまた固より一定の限度がある。ところが、近ごろ、味噌、醤油の需要が著るしく増加の傾向にあり、いつまでも配給を無統制のままにしておいては將來どんな事態を惹起するかも知れないので、この貴重な味噌、醤油の供給調整を國策を講ずる必要が起つたわけである。否、更に進んで、國民各自が無駄を排し、微細な點ではあるが合理的な使用を工夫し、できるだけ薄山の味噌、醤油を保有し、いつ如何なる事態に遭遇しても差支ないだけの體制を整へておくことが必要である。

つまり、以上述べたやうに待つゝあるを待つゝの體制を整へ、味噌、醤油の圓滑適正な配給を期するために政府は本年一月十日、味噌、醤油等配給統制規則を物資統制令に基づいて制定公布し、二月一日から施行する運びとなつたのである。

統制規則の概要

わが國における味噌の製造業者は約五千、醤油の製造業者は約八千名あつて、概して小規模經營のものが、大部分を占めてゐる。このほかに、自家用として味噌、醤油の製造をするものが相當多く、従來は味噌、醤油とも全國の年間生産の五分の一にも相當する大量に及んでゐるとさへいはれてゐた。更に、消費の方面では國民の悉くが消費者となつてゐる。従つて味噌、醤油の集散配給の統制にはかなりの困難が伴ふことは必然であつて、今回公布し

た配給統制規則の運営も、生産、配給及び消費の各部門の理解ある協力があつて、初めて圓滑適正な配給ができるのである。次に統制規則の骨子を簡単に述べてみよう。

統制機關

配給統制の仕事をする機關として、味噌、醤油ともに、中央統制機關と地方統制機關がある。即ち中央統制機關としては全國味噌統制株式會社と全國醤油統制株式會社が設立され、地方統制機關としては各道府縣別にそれぞれ統制會社が設立を完了した。アミノ酸に關しては地方統制機關はなく、全國的にアミノ酸統制機關として日本アミノ酸統制株式會社が設立された。

配給統制の内容

一、製品の一元の買上げ
味噌、醤油の年間の配給計畫を發行し

てゆくため道府縣の消費量を決定して過不足を補正して地方的備在を防止し、圓滑適正な配給を期すると共に輸出及び移出入の調整を國策のために製造業者の製品は次ぎのやうなやり方で一元的に全國統制會社に買上げることとした。

第一には販賣の目的をもつて味噌または醤油の製造を業とする者は、その製造した味噌、醤油を原則として工場所在地の地方統制會社に販賣するやうに制限した。たゞ自家用として味噌、醤油を製造する場合と農林大臣の指定する場合は統制から除外されるのである。

第二には地方統制會社は製造業者から買上げた味噌、醤油を直接小賣機關その他の賣場者に販賣することを禁止し、必ず買上げた全部を全國統制會社に販賣しなければならぬこととしてゐる。かくして全國統制會社は全國において製造した味噌、醤油を一元的に買上げることになるのである。

第三には農林大臣の指定したアミノ酸

を中絶したもので、農林大臣の承認を受け、
したものを除く。の製造業者の中で、特に農
林大臣が指定した製造業者の味の酢を
統制することにした。

即ち右の指定味の酢製造業者の製造
した味の酢は、全国の統制機関である日
本味の酢統制株式会社に販賣すること
になつてゐる。更に業務に關し味の酢
を輸入又は移入した者も、その輸入又は
移入した味の酢を日本味の酢統制株式
会社に販賣さねばならない。味の酢
についても日本味の酢統制株式会社が
一元的に買上げることになるのである。

二、全國統制會社の製出販賣

まづ味の酢又は味の酢の全國統制會社は一
元的に買上げた味の酢又は味の酢については、
内外地別、道府縣別に配給計畫を樹てて
農林大臣の承認を受けなければならぬ
い。そして、この配給計畫に基づいて、道
府縣の地方統制會社又は輸出若くは移出
をする者に販賣するのである。同様に日
本味の酢統制株式会社がその買上げた
味の酢について用途別、道府縣別に配

給計畫を樹て、農林大臣の承認を受け、
その配給計畫に基づいて販賣しなければ
ならない。

三、地方統制會社の買受と販賣

味の酢、味の酢の地方統制會社が道府縣内
の味の酢、味の酢の集荷機關としてのはた
きをもつと共に當該道府縣の上級の販賣
機關としての二重の役割をもちつて
ある。

(イ) 集荷機關としての地方統制會社

販賣の目的を以て味の酢又は味の酢の
製造を業とするもの(味の酢にあつては
農林大臣の特に指定するものを除く)
は、その製造した味の酢、味の酢を地方長官
の許可なくして地方統制會社以外の者
に販賣(販賣の委託を含む)又は代表辨
濟若くは交換による譲渡をすることが
出来ない仕組になつてゐる。更に買
入消費貸借等の脱法行為も禁止され、
製造業者の製品は悉く地方統制會社に
集荷されるやうになつてゐる。而も
集荷は地方統制會社の積極的活動によ

つて計量的でなければならぬ。なぜ
ならば計量的集荷がなくては計量的配
給はあり得ないからである。

(ロ) 道府縣の上級販賣機關としての 地方統制會社

地方統制會社は全國統制會社から月
別に道府縣消費費用として割當配給を受
けた味の酢、味の酢について家庭用、軍需
用、業務用に大別し、更に地域別に具
體的な配給計畫を樹てて豫じめ地方長
官の承認を受けなければならない。そ
して、この配給計畫に基づいて小賣機關
に、また軍需用及び大口消費は直接に
販賣するのである。地方統制機關は道
府縣内の味の酢、味の酢の配給調節機關とし
て最も重要な使命を負ふものである。

四、小賣機關の買受と販賣

小賣機關の買受及び販賣については統
制規則に別に明文を以て規定してゐない
が、買受に關しては地方統制會社の配
給計畫に基づいて地方統制會社から買受
けることになるわけである。
販賣に關しては、或ひは地方長官が制

限販賣その他について行政措置として施
策を講ずることになるが、特に必要
要と認めるときは味の酢、味の酢の譲渡、
譲受、保管又は保有に關して必要な事項
を命じ、又は制限若くは禁止をすること
が出来るのである。

割當制の實施

物資配給の最も重要な部門である小
賣業者から消費者に對する味の酢、味の酢
の販賣方法としては、地方の事情によ
り制限販賣又は通帳制による等、適當
な措置を講じ得ることは前に一言した
通りであるが、配給統制の施行に先だ
ち東京、神奈川、愛知、大阪、京都及び兵
庫の六道府縣の主要都市については本
年一月十日から一齊に通帳制による割
當制を實施した。割當制の實施は、消
費者に對して一定量の購入を保障し、
圓滑な配給を確保するのが目的であつ
て、徒らに手續を煩瑣にし、或ひは數

量を減額する手段ではないのである。

もとより割當制を實施するには、相當
量の供給を確保してあることが第一の
前提条件でなければならぬ。既に六
道府縣に對してはその準備も十分に確
保されてゐるので、今回の實施をみた
のである。勿論その他の府縣では味
の酢、味の酢の供給が不十分なためにまだ
割當制が實施されてゐないのである
が、比較的圓滑に配給が行はれてゐる
からである。そして將來、配給統制規則
の運行と共に一府合理的な配給方法を
確立するために順次割當制の方途が講
ぜられるであらう。六道府縣の割當制
の概要は次ぎの通りである。

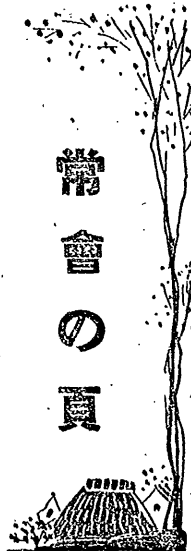
- (一) 割當制實施區域 割當制實施區
域は六道府縣下の主要都市とした。
- (二) 實施方法 各府縣とも家庭用、業
務用を以て通帳制によることになつて
ゐるが、一月中は準備の都合で、東京府
では米穀の通帳を利用し、神奈川縣では
販賣業者に登録させ、愛知縣では臨時購

入票を發行し、大阪、京都及び兵庫の三
府縣は既に發行してゐる集成切符を利用
することにし、本格的通帳制が行はれる
のは二月一日からの豫定である。

- (ハ) 消費基準量 消費基準量の算定は
地方別、職業別、嗜好によつて各人各様
に異つてゐるので、これを一律に限定す
ることは極めて困難な問題である。そこ
で六道府縣の場合も色々の角度から検討
した結果、關東、關西の二つの標準型を
取つた。即ち關東(東京府、神奈川縣、
愛知縣)では味の酢一人、一日に六匁、
味の酢一人、一月に三・五合とし、關西(大
阪府、京都府、兵庫縣)では味の酢一人、一日
に三・三匁、味の酢一人、一月に四・五合の
割合とした。
- 右の消費割當量は家庭によつては固よ
り過不足のあることは免れないであらう
が、家庭ではこの際できるだけ無駄を省
き、使用上の工夫研究をされて消費規正
の實効を擧げ、戦時下の食糧對策に協力
されるやう切望して止まない。

二月の常會て何を取り上げる

常會の頁



戦争の規模が大きくなるに従って銃後のつとめはいよいよ重くなつてきましたが、この銃後のつとめを十分に果たすため、常會の役割もまた一層高められることになりました。

さて、梅寒の二月の常會で皆様にご相談を願ひたいこととはどんなことか？ 次ぎに中央で特に取上げていたことやうに極められた事柄をお傳へして、皆様のご協力を願ふことにします。

大詔奉戴日の設定

二月八日は第二回の大詔奉戴日として次ぎの事を實行し日です。私達は昭和十六年十二月八日—あの日の感激と決意を新たに、職域奉公の誠をつくし、そして、それらの實

- 一、昭憲奉戴
- 二、必勝祈願
- 三、國旗掲揚
- 四、職域奉公

なほ、二月八日はちやうど日曜日になりますので、當日休みとなる夜所や学校、工場などは、特に出勤しなくてはならないが、この日の意義を失なうまい。

常會定例日の一部變更

—部落常會、町内常會と隣保常會の定例日は毎月十日までに—

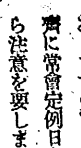
こんど大詔奉戴日が設定され従来の興亞奉公日を廢止してその趣旨とするところを發展の一させることになりました。この内務省では二月からさきに決定した常會の定例日を一部變更することになりました。即ち、市町村常會の定例日(毎月二十日から二十五日迄)は今までと變りはありませんが、部落常會、町内常會と隣保常會の定例日は次ぎのやうに毎月十日迄に延長されました。

部落常會、町内常會 市町村常會終了後から
毎月十日迄(従来毎月五日迄)

隣保常會 部落常會、町内常會終了後から
毎月十日迄(従来毎月五日迄)

これは大詔奉戴日である毎月八日を中心としてその前後に定例日を設けることが出来るやうにしたのであります。

防空の強化に努めませう



一月から二月にかけて防空強化促進運動が行はれてゐますが、次ぎに各隣組で特にやつていただきたいことをあげます。

(イ) 隣組防護計畫の確立
隣組内の防空は隣組の手で當るいはゆる自衛防空を建てるので、空襲の際に活動の出来るものは全部防空活動に當らねばなりません。しかし、これ等の人が何の

統制も連絡もなしに活動しますと、却つて混亂を増すばかりで有効適切な措置はとれません。

そこで、隣組長は自分の組内で防空活動の出来る人を調べて、その人達の分擔任務を定めて置くことが必要です。

例へば、空襲時に敵機や落下爆弾の監視に當る監視係とか、警防團や消防署へ連絡に駆けつけた隣組相互間の

連絡に當る傳令係とか、バケツで水を送る運水係とかいふやうに實際の場合を豫想して出来るだけ有効な措置の出来るやうに任務分擔を定め、これを各自が十分のみ込んで置くことが大事です。

また消防活動に従事できる人は晝間と夜間、平日と休日とでそれく違ふこともあるわけですから、空襲を受けると防空活動に支障を來さないやうにそれらの場合に應じた仕事の分擔を定めて置くことも必要です。

その他防空従事者が組内に爆弾が落下した場合に逃げつける通路、防火用水の送り方、隣接隣組や最寄警防團、警察、消防署、救護所等との連絡方法や手順についても綿密に計畫をたてて置くことが必要です。

(ロ) 防空資材の整備
家庭及び隣組で整備せねばならない防空資材の種類は「時局防空必携」に掲げてあります。皆様はこれを見照して用具や設備をもう一度點検してみてください。

失くつたもの、壊れたもの、その他費用に堪へぬものがあつたら直ぐに補充して下さい。

資材の関係で直ぐに補充が出来ないものは有り合せの物

二月の常會徹底事項
一、大詔奉戴日の設定
二、防空の強化促進
三、長期戦争經濟への協力
(イ) 感服貯蓄の奨励
(ロ) 貯蓄の奨励
(ハ) 生活物資の消費見直しと貯蓄の奨励
四、軍入援の強化徹底



各地に 防空強化

開戦以來防空態勢の強化は一層促進される必要が加はりました。こゝに都會地の一例として、神戸市須磨區大谷町三丁目町内會の状況を紹介します。

この町内會の防空防火の整備計畫は、第一、第二、第三とあり、第一は防護國の結成と用具の整備で、ポンプの購入、水槽の寄付、砲、バケツ、救急衛生材料の購入、團員の訓練等に重點が置かれ、これらは昨年六月一杯で完備されました。訓練日は毎月七日、二十二日の兩日と定め、猛訓練を実施してあります。第二は家庭防護の整備で、これも大體に完備を期する。

各地に 防空強化

敵機は主として焼夷弾を用ひるものと考へられますが、焼夷弾に對する防護を十分分訓練して置くことです。焼夷弾は例へてみれば、燐寸と同様火つけ道具に過ぎないので、すなわち機銃の威嚇によつて延焼を防ぐことが肝要です。

その他警戒警報や空襲警報の發令された場合、焼夷弾の落下した場合に行ふいろいろの防空活動について、いろいろな場合を想定して訓練を重ね、その結果不備の點や實情に關はない點があつたら改めるやうにします。

を最も効果的に活用して國土全體の防護を圖らねばなりませんから、どうしても空襲を受ける危険の多い重要都市に重點を置き、それ〴〵地域の重要度に應じて整備を圖る必要があります。内務省では各都市に對し、どの都市ではどの程度の設備を必要とするかといふことを一々指示してあります。

従つて各隣組においても當局から命ぜられた設備は完全にこれを整備すると共に、特別の設備を必要としない地方では進んでこれ等の資材を重要都市に提供するといふ心構へでゐていただきたいものです。

(ハ)訓練の實施
計畫が出来、資材が整つたら、これを基礎として訓練を行います。訓練すべき事項

を利用することも工夫して下さい。

また今度の戦争は當然長期に亘ることを覚悟せねばなりませんから、防空資材も一時的な間に合せのものでなく、實用に役立つものを備へ、時時點檢して異状の有無を調べることも必要です。

燈火管制の用具にしても長期に亘り頻繁に警報の發せられる場合に備へての準備や工夫が願ひたいと思ひます。

用具の置き場所にも考慮を要します。用具の置き場所は防空活動に最も便利なる所を選ぶべきは當然です。貯水槽等を家屋から遠く離れた門の前に置いてあるのをよく見受けますが、これでは分秒を争ふ焼夷弾の防火には役立ちません。

なほ限られた資材と努力と



貯蓄に現はせ 感謝の氣持

昭和十六年十二月八日から日本人の心構へはまったく變りませんでした。實戦の大船を拜し奉つた時から、この戦争の歴史的意義を自覺して、なにがなんでも、この戦ひを断じて勝ち抜く決意を固めなかつた日本人は一人もありません。開戦勢頭からの相次ぐ挫折を感謝と感激の念をもつて開くと同時に、日本人として生れた喜びと誇りを持たなかつた國民は一人もありません。この決意と、感謝と感激と、喜びと誇りを貯蓄に現はして、お國のお役にたてようとするのが感謝貯蓄です。

「感謝貯蓄」といつても特別の

貯蓄方法があるわけではあります。われ〴〵國民の現在の心持を直ちに貯蓄に現はせよ、ので、日本人ならば誰にもでき、又せねばならない貯蓄です。それと同時に、上に萬世一系の天皇を戴き、下に忠勇無比な國民を持つ日本の國民でなければ出来ない貯蓄なのです。たゞこの貯蓄によつて、貯蓄大する戦費を助ふのですから、今まで繼續して来た貯蓄のほかに「感謝貯蓄」を行はねばなりません。そして一時的でなく、戦争の限り長期にこれを繼續しなければなりません。さらには出来るだけ短期間に、出来るだけ多額の

とが出来てゐます。第三の待遇は、場所も既に確定し待機の状態ををります。

次に防空防護の訓練は昭和十三年の防空演習以來警防團員と協力、防空監視哨を設けるなどして訓練を重ね相當の訓練知識を持つてゐます。訓練の組織は防護團本部との連絡係三名、見張係二名、母子係三名、消化演習にはポンプ班八名、ホース班四名、梯子班四名、バケツ班四名、救護班三名、擔架班四名で、全員七十二名が二組となつてゐます。そしてこれだけの組が三班ありますから、各班毎に交代で演習を行ふのです。訓練は形式よりも精神に重きを置き、町民が熱意を以て進んで協力するところに長所があります。

「感謝貯蓄」ですから、生活費の合理的な切下げをして、この「感謝貯蓄」をますます多額にしたいものです。

また、ある工場職工さんばかりの貯蓄組合では、「ハワイ海戦」の戦勝から初めて、マレー沖の海戦、マニラ陥落、香港の陥落、レキシントン沈没といふ風に、つぎ／＼の捷報にしたがつて、つぎ／＼に貯蓄を殖やしてあります。これなどはまことに興味深い貯蓄の方法かと思ひますが、願ひは南にはかりあ

るのではありません。北の陸軍の地に戦ふ将兵への「感謝貯蓄」もしていただきたいものです。また例へば「我が特殊潜水艇五隻ハ未ダ歸ラズ」我が方モ亦三機ヲ失ヘリ」といふ如き場合にこそ、われ／＼は無限の感謝を捧げたいのです。さらに戦況が妙々しくないといつたやうな時



明るい取引で 明るい生活を築かう

一粒の米も國家の財産 頭では百も二百も承知してゐながら、何かと言へば「他人が儲けるから自分もやらなければ損をする」とか「此の標一儲けしなければ」といひ、或ひは「買物めいけいがない」と言はれると「政府が悪いから仕方がない」と「規則が悪いから仕方がない」と反撥的な感情から、たゞ自分だけ利益があればよいといふだけの考へで、國家のことは全然念頭にないといつた人が、未だに一部にあることは國家の經濟を進行する上に誠に遺憾である。

の運動が全國の津々浦々にゆき直り、國民の一人々々が今までの貯金帳や證書のほかに、「感謝貯蓄」のマーク(カウチ)をついた貯金帳や、證書を持つやうになる日もさう遠くはないでせう。さうなつてこそわれ／＼はほこらかに、「統後の守りは大丈夫です」と前線將兵に答へられるのです。(國民貯蓄奨励局)

神社参拜が 貯蓄の基に 大阪府泉北郡横山村小野田部落では事變勃發後、午前五時から八十世帯が一齊に神社参拜ラジオ禮儀をはじめました。それがため全部落が俄かに早起早寝となり、従つて勞働力が増加して、出征軍人遺家族の家の手傳ひをしても餘裕ができて、作業に努めた結果、最近ほうんと貯蓄が殖えて、今までの貧乏部落は一變して餘裕のある部落に向上して来たやうです。

戦争完遂に積極協力 群馬縣碓氷郡西郷野村二軒在家部落會は村の中央にあつて、戸數五十六、人口は三百八名ですが、この部落會で特記すべきことは、組織が整備されてあること、全會員の自覺によつて

に遺憾の極みです。一粒の米一本の針、一切の布と雖も、戦争に勝つための統制ですから、私どもは「この一粒の米と雖も國家の財産」といふ氣持を持つて、正しい道義觀に立つての取引をすることが絶対に必要です。國民擧げての經濟道義の確立こそ戦勝の基礎であると言はねばなりません。試みに經濟警察が出来ましてから、最も懸念なものととして檢査され處分を受けた人達を統計から拾つてみますと、

- 罰金處分を受けた人 五万七千餘名
 - 懲役處分を受けた人 一千七百餘名
- といふ驚くべき數字を示してあります。誠に情ないことと言はねばなりません。

何んなことがいけな

間取引といつても一體何んなことをすることがいけないのか、又どんな形で罪を犯してゐるのかといふことを、直接私共の生活に影響ある數種について拾つてみます。

- (1) 價格違反 公定價格(官廳が定めたもの)で表示あるもの 協定價格(業者の組合等が決めて官廳の許しを得たるもので表示あるもの) 停止價格(公定價格にも協定價格にも當てはまらないもので、法律が値上げを停止してある表示のあるもの) 以上の三つの中、公定價格協定價格はいろいろな條件と原價計算をして決められており、また停止價格といふのは

法律の決めた日の價格を引揚げることを出来ないのである。かうした價格を超過する犯罪が最も多く犯されてゐる代表的なものです。

- (2) 無切符並びに通帳賣買 とは 物を正しく而も公平に入手の出来るやうに切符、制或ひは通帳制があります。これを切符と引換へずに取引するもの或ひは通帳、切符記載以上に買つたり、或ひは切符を權利金をとつて融通したり、甚だしいのは切符通帳記載面を改竄(文字を弄りかへる)する恐ろしいものもあります。
- (3) 賣物とは、 (イ) 配給の少い物資を販賣するに當つて、親類知己といった縁故者或ひは常客だけをでなければ販賣に應じないといふやうなことを

戦争完遂のため國家に積極的 に協力してゐることです。 組織は總務、教化、社會、農、畜、配給、貯蓄、納税、會計の八部を置き、各部に部長を、更に隣保班に各係を置いて組織の徹底を期し、その運営に當つては一人一役主義で生活改善、共同作業、その他團策協力の諸事業に力をかけてゐます。 常會定例日は毎月五日で、産業組合を會場とし、所要時間は二時間を限度として、最少の時間内に最大の收穫を収めることを目標に頭を圓満裡に終始するを例としてゐます。また主婦の戰時生活確立に力を入れ、毎月十五日に婦人常會を開催するほか、營養講習、衛生講話、廢品利用の足袋製作、節米目的のパン製作傳習會、時局認識の講話會などを開催して、實に自覺ましい成果を収めてゐます。

(ロ) 物品の製造販賣をする人が利益をより多く得たいところから、直接小買業者或ひは消費者にだけ販賣し利益の少い卸買業者への販賣を拒むといったこと

(ハ) 従来中味販の習慣があつた物資を販賣するに當つて、今後は容器付でなければ販賣しないと殊更に習慣を變更するやうなこと

(ニ) 買占といふことは、將來より以上の利益をあげようとして、従来実績を超え販賣に必要以上の物資を一時に多量に購入するやうなこと

(イ) 物を販賣するに當つて、自己取扱の生命保険に加入することを條件として販賣するやうなこと

以上は法律が禁じてゐる一部分ですが、これ等の行爲は経済統制の上において最も憎むべき大罪であると同時に、國內における大敵であるといはねばなりません。戦争に勝つためには今後長期に亘つての消費規正も一層強化しなければなりません。しかもその少い物資を自分だけが利益を得ようとする考へから闇取引をやるといふことになれば、遂には國家の經濟は悪性インフレーションによつて根柢から覆へされてしまひます。これでは幣制の混亂はもろもろ國家經濟全體が崩壊して終ふこととなり、

敵國の製菓なくして國內から戦争に敗れる結果となりませう。實に闇取引は敵國に味方した第五列的な行爲であるといはねばなりません。

消費者にも責任がある
闇取引を根絶することは買手もさうですが、消費者自身の反省も絶対必要です。石炭屋の店員にチップを與へて家庭用石炭を買占めたお邸、魚屋の小僧さんに五十錢札一枚を與へて毎日お魚を食べてゐるやうな人、増税になるからと自動車で調度品の買占めをやつた奥様、衣料品が切符制になるからと、店が閉つてから電話で呉服を店の裏口から運ばせた奥様、何れも許されない無徳行爲であるといはねばなりません。こんなままで消費者の考へ方が改まらないとすれば、今後の日本は戦争に

勝つても經濟戦に敗れることになり、ドイツの前大戦の二の舞を演ずる虞のあることを、けつかり知らねばなりません。『自分一人ぐる』といふ考へも結局は一人々々がみんなそんな考へをもつやうになり、一人の買占めは萬人を買占めに迫立てることになります。そして皆が困るやうになれば結局自分も困るやうになるのです。みんなが自分の我儘を抑へればみんなが樂になり明るくなることを深く深く反省すべきでせう。

違反の罰は重い
經濟統制法令が日本の興隆のために絶対不可欠の重要な法令であるとすれば、若しこれに背きまた背かんとする人に對しては、涙を呑んで罰しなければなりません。昨年經濟統制法令が改正され、懲役において最高



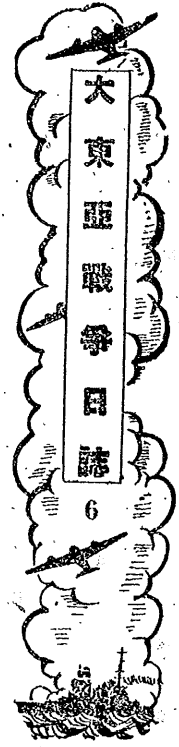
湧きたつ感謝に 燃えたつ援護

十年、開金において最高五万円といふ非常に重いものになり、しかも犯罪の用に供した財物は、これを没收するといふことになり、でなつたのも戦争完遂のために、はやむを得ないことだす。

赫々たる大勝利の報を聴くたびに、私達は戦線の將兵諸士に深い感謝をさしげるとともに、銃後をしっかりと護つて、諸勇士が少しの心配もなく、前線で活躍されるやうに努めなければならぬといふ心算を感ずられます。しかし、こんどの戦争こそは皇國永遠の將來を決定する我が國未曾有の大戦争であり、大困難でありますから、私達一億の國民は、どうしても、完勝のうちに戦争を終へなくてはなりません。そのため銃後でなさればならぬ勤めは多々あり

願察が行はれることになり、した。これは忠勇な戦後軍人の英靈に感謝し、皇軍將兵の武運長久を祈願し、遺族家族に對し援護の完璧を期すために催されるのですから、銃後の國民誰もが萬障繰り合せて出席するやうにしたいものです。

の柱とも頼む方を失つたり、傷病に倒れたため、不安自由を感じてゐる戦後軍人遺族、出征軍人家族、傷痍軍人に對する勤勞作業の奉仕、家業の援助を一層強化して、その不安や不自由を除くやうにしてあげませう。



自昭和十七年一月十三日
至同 一月十八日

一月十二日(月)

蘭印方面

▽海軍航空部隊、セレベス島
コロネダレ水上航空基地を攻撃、格納庫
九個、兵舎二群を爆破、更にシロロ島テ
ルナテを猛爆

▽海軍航空部隊、タラカン方面において双
発機一機、B7T爆撃機一機を撃破
▽海軍特別陸戦隊、陸軍部隊と協力、タラ
カン飛行場を占領

マレー方面

▽陸軍航空部隊、敵機
機群を連合して三回に亘りシンガポール
を攻撃、諸軍事施設を爆破、シンガポール
上空において敵バツファロー戦闘機十機
を撃破、またセレーター上空において敵バツ

一月十三日(火)

▽帝國潜水艦、ハワイ西方において
米國航空母艦レキシントン型(三万
三千トン)一隻を撃沈

一月十三日(火)

蘭印方面

▽海軍特別陸戦隊、カカス飛
行場を占領
▽海軍航空部隊、カカス方面において、敵
ロックヒード・ハドソン重爆撃機四機、重
爆撃機三機を撃破
▽海軍航空部隊、タラカン方面に於て敵双
発機四機を撃破

一月十六日(金)

比島方面

▽海軍航空部隊、ダヴァオ南
方マリタ及びグラン電信所を爆破
蘭印方面

一月十七日(土)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十七日(土)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十七日(土)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十七日(土)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十七日(土)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十七日(土)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十四日(水)

蘭印方面

▽海軍特別陸戦隊、セレベス
島北部ミナサ州一帯を攻略し、敵航空
基地を占領、戦車、野砲、機銃その他の
軍需品多数を鹵獲

一月十五日(木)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、第四次シ
ンガポール空襲を敢行、軍事施設を爆破、
ランガリ飛行場の敵爆撃機七機を撃破
し、更に敵バツファロー戦闘機七機を撃
破
▽陸軍航空部隊、第五次シンガポール空襲
を敢行、敵バツファロー戦闘機八機を撃
破、センバワン、テンガリ飛行場を爆
撃

一月十八日(日)

蘭印方面

▽陸軍航空部隊、標目(雲南)を猛爆、敵
カーチス戦闘機三機を撃破

一月十八日(日)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、軍事施設を爆破、敵バツ
ファロー戦闘機十一機を撃破
▽陸軍航空部隊、マラッカ附近においてア
レインハイム爆撃機一機を撃破、更に敵
機を急追、シンガポール上空においてこれ
を捕捉し、ロックヒード爆撃機二機、バツ
ファロー戦闘機一機を撃破

一月十八日(日)

比島方面

▽海軍航空部隊、セブ島の船
舶を攻撃、三千トン級一隻、一千トン級
二隻、五百トン級一隻に命中弾を與ふ

一月十八日(日)

日独伊三國

ベルリンにおいて新軍事協
定に調印
▽海軍航空部隊、シンガポールを爆撃、軍
事施設、油槽群を爆破の露途、コタチン
ギ上空において敵バツファロー戦闘機十
五機を撃破

一月十八日(日)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十八日(日)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十八日(日)

マレー方面

▽陸軍航空部隊、シンガ
ポールを猛爆、英軍軍司令部その他の
軍事施設を爆破、テンガリ飛行場にお
いて大、中型機十一機を撃破、更にセレ
ター飛行場において大型飛行機(白雲シ
トサンダーランド)四機を炎上、一機を大破
▽海軍航空部隊、シンガポールを猛爆、全大
日と十七日、テンガリ飛行場において敵バツ
ファロー戦闘機十機を撃破、フレインハ
イム戦闘機七機、ロックヒード爆撃機一
機を撃破し、更に一部隊はセンバワン
飛行場を急襲、敵大型機数機と格納庫一

一月十八日(日)

一月十六日(金)

蘭印方面

▽海軍航空部隊、シンガポール
のテンガー飛行場、シンガポール北西のスクダイ
及びクルアン飛行場を猛爆
▽陸軍航空部隊、マレー東岸エングダウを急
襲、軍事施設及び港内の船舶を爆破、敵
偵察機一機を撃破

一月十六日(金)

蘭印方面

▽帝國潜水艦、本日まで敵
船舶四隻二万七千トンを撃沈、また海軍
艦艇は商船三隻四千トンを拿捕
▽海軍航空部隊、ニューギニア島のバボ
ウロン、モルッカ諸島のアンボン、ニュー
ブリテン島のラボウル等を数次に亘り猛
爆、軍事施設を炎上、爆破

一月十六日(金)

中支軍

第二次長沙作戦を終了、綜合戦
果を發表
遺棄死傷五万七千三百、捕虜約二千、山
砲二、迫撃砲六三、重砲機六七五、小
銃五千四百、擲彈銃四六二その他多
数
△グアム島作戦の俘虜マクラン艦長以下
四百二十一名を普通等俘虜收容所に收容
す、俘虜情報局發表

露光量違いにより重複撮影

文部省推薦圖書

昭和十七年一月分の文部省推薦圖書中左に
 教養の部三件、一般の部十一件を紹介しま
 す。

一 教養の部
 書名 著編者 大きさ 定価 発行所
 東洋的無 久松義一 A 冊 三〇〇 弘文堂書房
 宮座の研究 肥後和男 A 冊 六〇〇 弘文堂書房
 戦争經濟の理論 中山伊知郎 A 冊 二〇〇 日本評論社
 一般の部
 現時局下の防空 磯波三十四 B 六 三〇 大日本雄辯
 結婚劇 穂積重遠 A 冊 一〇〇 中央公論社
 考古學入門 濱田賢陵 B 六 一〇〇 創元社
 名づりのゆめ 今泉みね B 六 二〇〇 長崎書店
 蒙羅漫筆 高津彦次 B 六 三〇〇 河出書房
 アラビア紀行 中野英治郎 B 六 二〇〇 明治書房

寫眞週報

寫眞週報
 ☆東條内閣總理大臣演説戦士を激勵
 ☆ハワイ海軍第二報——艦艇を飛び立つてから
 發成成功まで
 ☆わが手に歸したウエーキ島
 ☆香港の戦跡にみる要撃攻撃戦
 ☆パタアン半島を敗走する機體たる
 米比軍（特）
 ☆潜水艦戦術と米英の勢力検討
 ☆海軍觀兵式と海兵團へ入團の日
 ☆職ふ初春を疾驅する女バス運轉手
 ☆常會のベーン、漫筆、職業、その他

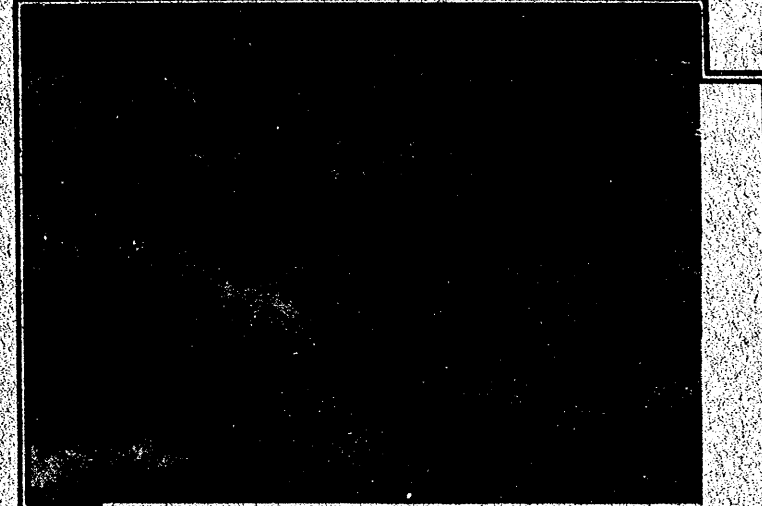
行發日八十二月一

河原魁一郎 B 六 一〇〇 有光社
 日本工務史 外橋 一〇〇 三笠書房
 美について 高村光太郎 B 六 三〇〇 道統社
 ソヴェート通信 丸山政男 B 六 二〇〇 羽田書店
 日本昆蟲記 大町文衛 B 六 一〇〇 朝日新聞社

週報

昭和十七年一月二十八日發行
 編輯者 報 局
 印刷者 東京市墨田区
 印刷局 東京市墨田区大手町

御注意	申込所	定価
▲本誌より贈報の場合は必ず二週報何報より贈報の旨を明記し、その贈報を情報局週報編輯部第三部へ送り下さい ▲本誌記事の無断転載は許しません ▲掲載記事に対する御希望や御意見を掲載しての御意見も週報編輯部へお知らせ下さい ▲本誌へ他へ送りの場合は郵費一部五圓 ▲本誌へ廣告御希望の旨は内閣印刷局へ	内閣印刷局發行課 電話九ノ内四三五一―九 振替東京一九〇〇〇番 全国各地官報販賣所 書店・新聞店・驛賣店	一部 五錢 ▲外埠郵便に依る場合は送料別 ▲贈報記事御希望の方は一部五錢（外埠郵便に依る場合は送料）の割合を以て前金を送（御申込み下さい）の割合を以て前金を送るべきです ▲特大版の場合は其の都度御申込みと金額を申す



理想的な
 国防貯蓄として
 生命保険を

片倉生命
 東京 東京

情 報 局 編 輯

週 報

二 月 四 日 號

南方經濟處理方針
 南方開發金庫について
銃後は生産へ總力戦
 十七年度豫算の概要
 勞務調整令の實施
 戦争保險臨時措置法

278 號

週 報
 昭和十七年十一月一日第三種郵便物認可
 昭和十七年二月四日第一日第三種郵便物認可
 行 (毎週一回水曜日發行)

五 錢

内閣印刷局印刷發行

週 報 民 衆 贊 道 的 べ

今日の懸題
 時代の先鋒として富國徴兵
 の新発動に
 保險に加入したる

コドモのホケン

○ 保険料 + 入管
 = 保険金 + 増額 + 配当金

○ 保険料 + 不入管
 = 保険金 + 割 + 配当金
 ----- 支払

富國徴兵

本社 東京・日比谷

(判[A5]格規定國はさき大の書本)